

療養病床を有する医療機関への訪問調査の状況

1 概要

「介護療養病床」及び「医療療養病床（25：1）（診療報酬上の基準で看護人員配置が25対1のもの）」の設置期限が平成29年度末とされており、これまで、国において、「療養病床の在り方等に関する検討会」での議論を経て、社会保障審議会に特別部会を設け、新たな施設類型のあり方等が検討されているところである。

これらの病床を有する県内の医療機関に対して、今後の病床転換等の意向を確認するため訪問調査を実施している。（第1回調査：平成28年7月～8月実施）

医療療養病床(20対1、25対1)と介護療養病床の現状

療養病床については、医療法施行規則に基づき、看護師及び看護補助者の人員配置は、本則上、4対1（診療報酬基準でいう20対1に相当）以上とされているが、同施行規則（附則）に基づき、経過措置として、平成30年3月31日までの間は、6対1（診療報酬基準でいう30対1に相当）以上とされている。

※医療法施行規則に基づく人員配置の標準は、他の病棟や外来を合わせ、病院全体で満たす必要がある。

		医療療養病床		介護療養病床	
		20対1	25対1		
人員	医師	48対1(3人以上)	48対1(3人以上)	48対1(3人以上)	48対1(3人以上)
	看護師及び准看護師	20対1 (医療法では4対1)	25対1 (医療法では4対1が原則だが、29年度末まで経過的に6対1が認められている)	30対1 (医療法では4対1が原則だが、29年度末まで経過的に6対1が認められている)	30対1 (医療法では4対1が原則だが、29年度末まで経過的に6対1が認められている)
介護職員		一	一	6対1	6対1
病床数		静岡県		静岡県	
		47病院	3診療所	37病院	5診療所
		4,109床(※1)	26床	2,929床(※2)	40床
				1,912床	32床
財源		医療保険		医療保険	
				介護保険	

※1 療養病床入院基本料1を算定する病院(H28年3月末現在の厚生局への施設基準届出状況)

※2 経過措置適用病院のうち、療養病床入院基本料2を算定する病院(H28年3月末現在の厚生局への施設基準届出状況)

【新たな選択肢の整理案】

○現行の介護療養病床・医療療養病床(25：1)が提供している機能を担う選択肢として考えられる【新たな選択肢】

- ①医療を内包した施設類型
- ②医療を外から提供する「住まい」と医療機関の併設類型

○療養病床を有する個々の医療機関の選択肢としては、上記、新たな類型への移行のほか、以下の対応が考えられる。

- ・医療療養病床(20：1)への移行
- ・介護老人保健施設、有料老人ホームなど既存類型への移行
- ・複数の類型と組み合わせて移行 など

<療養病床の在り方検討会(第7回資料)より抜粋>

慢性期の病床を有する医療機関の今後の病床転換見込み(H28年8月時点)

(単位:床)

	医療療養(25:1)						介護療養病床					
	現状		今後見込(転換先)				現状		今後見込(転換先)			
圏域	機関数	病床数	医療療養 (20:1)	回復期リハ 地域包括	介護 施設等	未定	機関数	病床数	医療療養 (20:1)	回復期リハ 地域包括	介護 施設等	未定
賀茂	2	198	158	0	0	40	1	60	0	0	0	60
熱海伊東	3	185	185	0	0	0	0	0	0	0	0	0
駿東田方	9	361	269	0	23	69	7	398	40	0	0	358
富士	5	262	262	0	0	0	1	97	51	0	46	0
静岡	6	542	470	0	0	72	2	378	0	0	0	378
志太榛原	4	451	450	0	0	1	3	132	0	0	0	132
中東遠	4	509	459	0	0	50	3	251	101	0	0	150
西部	9	461	256	0	0	205	9	628	8	0	49	571
全県	42	2,969	2,509	0	23	437	26	1,944	200	0	95	1,649

	医療療養(20:1)						合 計					
	現状		今後見込(転換先)				現状		今後見込(転換先)			
圏域	機関数	病床数	医療療養 (20:1)	回復期リハ 地域包括	介護 施設等	未定	機関数	病床数	医療療養 (20:1)	回復期リハ 地域包括	介護 施設等	未定
賀茂	0	0	0	0	0	0	2	258	158	0	0	100
熱海伊東	1	89	89	0	0	0	4	274	274	0	0	0
駿東田方	15	1,090	837	0	0	253	24	1,849	1,146	0	23	680
富士	4	329	281	48	0	0	8	688	594	48	46	0
静岡	4	734	372	40	0	322	10	1,654	842	40	0	772
志太榛原	6	406	334	34	0	38	10	989	784	34	0	171
中東遠	5	378	328	0	0	50	9	1,138	888	0	0	250
西部	15	1,109	1,041	0	0	68	21	2,198	1,305	0	49	844
全県	50	4,135	3,282	122	0	731	88	9,048	5,991	122	118	2,817

※「現状」の機関数・病床数とも平成28年3月時点の厚生局への届出数値であり、平成28年4月以降開設の医療機関は除く。

※医療療養25:1、20:1、介護療養病床を有する医療機関について記載。

※医療療養25:1、20:1、介護療養病床のそれぞれを有する医療機関があるため、医療機関数の合計は内訳の計と一致しない。

参考:慢性期機能の「供給量」「必要病床数」及び病床機能報告(H27)

構想区域	供給量(2013年)			必要病床数(2025年)			慢性期機能 病床機能報告 (2015年)
	慢性期機能	在宅医療等	小計	慢性期機能	在宅医療等	小計	
賀茂	269	791	1,060	182	1,024	1,206	306
熱海伊東	337	1,014	1,351	235	1,643	1,878	332
駿東田方	1,358	5,026	6,384	1,160	7,186	8,346	1,933
富士	731	2,510	3,241	676	3,723	4,399	818
静岡	1,606	5,707	7,313	1,299	8,082	9,381	2,027
志太榛原	734	3,127	3,861	738	4,585	5,323	913
中東遠	711	2,727	3,438	698	4,198	4,896	1,016
西部	2,096	6,460	8,556	1,449	9,652	11,101	2,594
全県	7,842	27,362	35,204	6,437	40,093	46,530	9,939

地域医療介護総合確保基金 平成28年度基金充当主要事業一覧（予定）

I 地域における医療提供体制の再構築

事業名	事業概要	事業主体	事業担当課		
病床機能分化促進事業費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア病床又は回復期リハビリテーション病床への転換を行う病院の施設設備整備に対する助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 施設整備…77,952千円／箇所 設備整備…47,466千円／箇所(ほか) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア病床又は回復期リハビリテーション病床への転換を行う病院 	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療課 地域医療班
がん医療均てん化推進事業費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携拠点病院等の施設設備整備に対する助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 <施設整備>…195,800千円／m² <設備整備>…放射線治療装置…200,000千円 化学療法室整備…32,400千円 緩和ケア等治療設備…32,400千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2 	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院 地域がん診療連携推進病院(ほか) 	<ul style="list-style-type: none"> 疾病対策課 がん対策班
県					
産科医療施設等整備事業費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医療施設を新設する者に助成する市町への助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 (100,000千円) 補助要件：県内で分娩を取扱う病院等を新たに開設(10年以上の継続見込) 対象経費：建物、医療機器の経費(ほか) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2 	<ul style="list-style-type: none"> 県 : 1/4 市町 : 1/4 	<ul style="list-style-type: none"> 病院又は診療所
在宅医療・介護連携情報システム運営事業費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養患者、介護サービス利用者が必要とする医療・介護機関を検索するためのシステム運用に対する補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 システム構築…35,700千円 ランニングコスト…19,700千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 システム構築 10/10 ランニングコスト 2/3 		<ul style="list-style-type: none"> 地域医療課 地域医療班
地域医療連携推進事業費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・既存システム「ふじのくにねつと」の導入・継続に対する助成 	<ul style="list-style-type: none"> データセンター及び開示病院のシステム構築費に対する助成(更新・新規) 補助基準額 データセンター分…46,000千円 開示施設(病院)分…17,000千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2 		<ul style="list-style-type: none"> 医療政策課 医療企画班

II 在宅医療の推進

事業名	事業概要		事業主体	事業担当課
在宅医療推進センター 運営事業費助成	• 在宅医療体制整備（推進協議会、退院支援体制検討部会等の開催） • 在宅医療に関する県民向け啓発事業 等		静岡県医師会	地域医療課 地域医療班
在宅歯科医療連携体制 整備事業費助成	• 在宅歯科診療機器整備補助 • 在宅歯科診療機器整備補助 • 在宅歯科診療機器の導入経費 • 在宅歯科診療機器の導入経費		・補助率 1/2 ・補助率 1/2	歯科診療機関 静岡県歯科医師会 静岡県歯科医師会
医療介護に係る多職種 連携体制推進事業費	• 市町職員、医療介護関係者等を対象とした研修、説明会の開催 • 医療機関の医療機能分化連携等促進のための取組、県民への啓発 • 医療介護関係者等による協議会の開催 • 医療介護関係者の連携を調整・支援する相談員の研修（ほか、）		県（ほか、）	医療政策課 （ほか、）
難病等対策推進事業費	• 災害時の患者支援連携体制協議会の開催 • 難病指定医研修会の開催		県	疾病対策課 難病対策班
難病患者介護家族リフ レッシュ事業費助成	• 難病患者を介護する家族等 の負担軽減 • 就学支援事業 児童生徒に付き添う保護者の負担軽減 • 在宅支援事業 指定難病患者等を介護する家族の負担軽減		・補助率 9/10 〔県：4.5/10 市町：4.5/10〕	疾病対策課 難病対策班
訪問看護推進事業費	• 訪問看護師を対象とした各種研修の実施 • 訪問看護推進室の運営、県民向けシンポジウムの開催		看護協会等（委託） 訪問看護ST協議会（委託）	地域医療課 地域医療班
訪問看護ステーション 設置促進事業費助成	• 訪問看護ステーションの量 的拡大に対する助成 • 訪問看護ステーションの量 新たに設置するため必要な経費 (運営費、人件費等)		・補助率 1/2 ・補助率 1/2	地域医療課 地域医療班
がん総合対策推進事業 費	• 訪問看護ステーションの看護師等を対象とした在宅ターミナルケア専門研修及び地域情 報交換会		訪問看護ST協議会 (委託)	疾病対策課 がん対策班

III 医療従事者の確保・養成

事業名	事業概要		事業主体	事業担当課	
医療従事者確保支援事業費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹研修病院の研修費助成 ・女性医師の離職防止・再就業支援 ・医師・看護師事務作業補助者への研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 研修支援：168 千円／箇所ほか、 医師・看護師事務作業補助者への研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹研修病院 (県立総合病院ほか 5 病院) 	
指導医確保支援事業費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・べき地医療機関への看護師等職員の確保支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 生徒、学生を対象とした病院体験事業に要する経費：400 千円／箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2 	<ul style="list-style-type: none"> べき地医療拠点病院 (天竜渦湖ほか・県立総合病院除く) 	
ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ運営事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援センターの運営 ・医学修学研修資金の貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善による優秀な指導医確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額（指導医手当の創設） 50 千円／月・人（上限 5 人／1 病院） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2 	<ul style="list-style-type: none"> 医学修学研修資金被貸与者の配置対象病院
県立病院医師派遣事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制の維持が困難な病院に医師派遣を行う県立病院に対する支援 			<ul style="list-style-type: none"> 県立総合病院 県立こども病院 	
産科医療確保事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医及び助産師の分娩手当に対する助成 ・帝王切開への加算手当に対する助成 ・産科医療の理解促進(適正受診の啓発) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 1 分娩あたり 10,000 円／件 ・補助基準額（上記に対する加算） 1 帝王切開あたり 10,000 円／件・人 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/3 ・補助率 1/3 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関、助産所 医療機関 	
看護職員確保対策事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員研修を実施する病院への助成 ・ナースバンク、再就業支援事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 研修に要する経費（所要額） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2 	<ul style="list-style-type: none"> 看護協会（委託） 	
看護職員指導者等養成事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・認定看護師養成課程への助成 ・実習指導者講習会の開催等 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 研修に要する経費（1 人あたり 98 千円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 定額 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡がんセンター 看護協会 看護協会（委託） 	

事業名	事業概要	事業主体	事業担当課
看護職員養成所運営費助成	<ul style="list-style-type: none"> 看護師等養成所への運営費助成 ①生徒単価×生徒総数+養成所単価 +べき地加算 ②看護教員養成校集会参加促進分 ③県内就業率加算 	<ul style="list-style-type: none"> 補助基準額 (①～③)の合計) ・補助率 民間：10/10 獨行：2/3 	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員養成所 <p>地域医療課 看護師確保班</p>
薬剤師復職支援事業費助成	・調剤業務に復帰を希望する薬剤師への実習等研修支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 補助基準額 (225,600 円) 上記基準額に型ごとの保育士数、保育料 収入相当額等を勘案して補助額を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県薬剤師会 <p>薬事課 薬企画班</p>
病院内保育所運営費助成	・院内保育所の運営費を支援	<ul style="list-style-type: none"> 補助基準額 (225,600 円) 2/3 	<ul style="list-style-type: none"> 病院内保育所を運営す る病院 <p>地域医療課 看護師確保班</p>
医療勤務環境改善支援センター事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・医療勤務環境改善支援センターの運営 ・勤務環境改善計画策定研修 		<ul style="list-style-type: none"> 県 <p>地域医療課 看護師確保班</p>
看護職員修学資金貸付金	・看護職員養成所に在学する学生に対する修学資金貸与		<ul style="list-style-type: none"> 県 <p>地域医療課 看護師確保班</p>
看護の質向上促進研修事業費	・中小病院等の看護の質向上研修 対象…小規模病院・診療所・訪問看護ステーション・福祉施設等に勤務する看護職員		<ul style="list-style-type: none"> 看護協会 (委託) <p>地域医療課 看護師確保班</p>
看護師特定行為研修派遣費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師の特定行為研修に 職員を派遣する病院等に 対し経費の一部を助成 ・補助対象事業者 病院、訪問看護ステーション、 介護老人保健施設 ・補助対象経費 看護師特定行為研修機関の入学料、 授業料 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2 	<ul style="list-style-type: none"> 病院 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 <p>地域医療課 看護師確保班</p>
在宅重症心身障害児(者)医療支援人材養成事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所医師等を対象とした研修会の開催 ・重症心身障害児(者)の在宅医療に係る基礎知識、医療機器の取扱法等を習得し、在宅医療の充実を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 県 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉課 知的障害福祉班

地域医療介護総合確保基金に係る事業（平成28年度 介護分）

大項目	中項目	小項目 No.	小項目の内容	事業の名称	事業の内容	事業担当課
(項目)介護施設等の整備に関する事業						
基本整備 参入 介護者の活 躍促進	1	介護人材確保対策強化事業(協議会設置等)	人材センター在り方検討事業 福祉人材参入促進事業	1 地域密着型サービス施設等の整備に対する助成 ・認知症居宅介護事業所(10か所) ・小規模多機能型施設(設備面に必要な準備経費)に対する支援 2.介護施設等の開設、移転事業所に必要な準備経費(ほか) ・介護老人保健施設(320床)、ほか 3 特別養護型医療施設の有料老人ホームへの転換整備(46床) 4 介護施設型医療施設の有料老人ホームへの転換整備(46床)	人材センターが、介護職を主な内容とした「福祉のお仕事魅力発見セミナー」や、養成校や事業所等への「体験ツアー」を実施	地域福祉課
地域生民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進	3	地域生民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進	成年後見推進事業 介護の仕事魅力向上応援事業(1)	市町の実施する成年後見推進事業における助成 ・県内介護施設に從事する若手介護職員の大学等への派遣や学生との協働による活動 ・小学生親子介護施設見学の開催 ・高等専修校員向け介護施設見学の開催 ふじのくにケアフェス2016開催(介護技術コンテスト、介護機器紹介等)	人材センターが、福祉関係学科への進学や介護職員養成研修を検討する中学生以上の方を対象に、希望する施設等における職場体験を実施	介護保険課
多様な人生に対する介護の職場体験	4	多様な人生・高年齢者など多様な世代に対する介護の職場体験事業	居宅介護職員養成研修事業 職場体験事業	人材センターが、福祉関係学科への進学や介護職員養成研修を検討する中学生以上の方を対象に、希望する施設等における職場体験を実施	介護保険課	
多様な人生に対する介護の職場体験	5	助け合いによる生活支援の担い手の養成事業 ・壮年早期が活躍するいきいき長寿社会事業	介護人材育成事業 介護未経験者に対する研修支援事業	・市町が実施する生活支援の担い手等養成に適した人材育成を行なうNPOや企業等の立ち上げ、従事者の育成 ・退職後の世代を対象に、中小企業団体中央会等の支援により生涯支援を行うNPOや企業等の立ち上げ、従事者の育成	長寿政策課	
多様な人生に対する介護の職場体験	7	介護未経験者に対する研修支援事業 地域のアンチング機能強化	長寿者いきいき促進事業 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業	・介護に携わる資格を持ついない方が一定期間在籍履用し、介護人材としての活用を念頭に置いて介護施設等で働きながら、介護職員初任者研修の受講会を提供。必要に応じてカウンセリングを実施すること、直接雇用に向けて支援 65歳以上の比較的元気な高齢者が、地盤での自助・互助の取組の中心となり、より元気に、かつその期間をできるだけ長く保てるよう ラコモ予防や認知症予防等の健康長寿活動を推進する人材を育成	介護保険課	
多様な人生に対する介護の職場体験	10	多様な人生に対する介護の職場体験	就職・進学フェア、福祉人材マッチング機能強化事業	人材センターが介護従事者の確保(児童・障害分野への就職活動等を中心)を目的とした就職・進学フェアを実施。また、個別就労支援や公認会計士等の介護事業者派遣による経営指導等を行なうミスマッチ解消専門員」を配置	地域福祉課	
資質の向上	11	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	福祉人材定着促進支援事業 地域包括ケア推進事業(ふじのくに型福祉サービス推進事業)	専能固体年が介護人材の定めた定着を図るために、職域・階層に応じたキャリアパス、スキルアップを促進する研修を実施した際に、金銭に応じて助成 ふじのくに型福祉サービスを提供するための資質向上をを目指し、デイサービスや特養等の介護事業所等を対象に、障害のある人の「通い」「泊まり」を受け入れるために知識等の習得を目的とした研修会を実施	介護保険課	
地域包括ケアの支援	16	認知症ケアに携わる人材の育成ための研修事業	訪問介護員資質向上事業 介護支援専門員資質向上事業	・小規模事業所への介護技術面研修の実施 ・現在訪問介護員(デイサービス・接遇責任者及びその接遇者)に対する研修会を実施	介護保険課	
地域包括ケアの支援	17	地域包括ケアシステム構築に資する介護人材育成事業	認知症関係人材資質向上事業 地域ケア会議等活用推進事業	市町担当者(政令市を除く)に対する介護支援車両作成のケーブルチェック方法等の研修の実施 ・認知症対応型サービス事業者研修等、各種研修の実施等 ・現在訪問介護員(デイサービス・接遇責任者及びその接遇者)に対する研修会を実施	介護保険課	
地域包括ケアの支援	18	権利擁護人材育成事業	成年後見性造事業 地域ケア会議等活用推進事業	生活支援コーディネーター養成研修事業 成年後見性造事業	長寿政策課	
労働環境改善	19	介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業	介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業	生活支援コーディネーター養成研修の実施、生活支援コーディネーター連絡会の実施 広域支援及び専門職の派遣、専門能活用事業、地域ケア会議推進研修、地域色ケア会議セミナー新規記録員研修に対する助成	地域福祉課	
労働環境改善	21	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	福祉人材確保セミナー ○介護の仕事魅力向上応援事業(3) ○介護事業所キャリアパス制度導入促進事業 ○外國人介護職員支援事業	市町の実施する成年後見性造事業に対する助成、成年後見性造研修、法人後見実施機関員研修に対する助成 地政ケア会議への参画や介護予防プログラム企画・提案できる人材の育成を目的とした研修 人材センターが、介護施設事業所の経営者及び管理者を対象に、経営・人材確保に関する意識改革、労働環境の改善等による能動的・能動的栽培を行なう目的としたセミナーの開催 ○福祉機器展示、体験会の開催 ○キャリアパス制度等に関する訪問相談、制度導入を支援できるソールの開催、外国人介護職員向付研修の開催	長寿政策課	

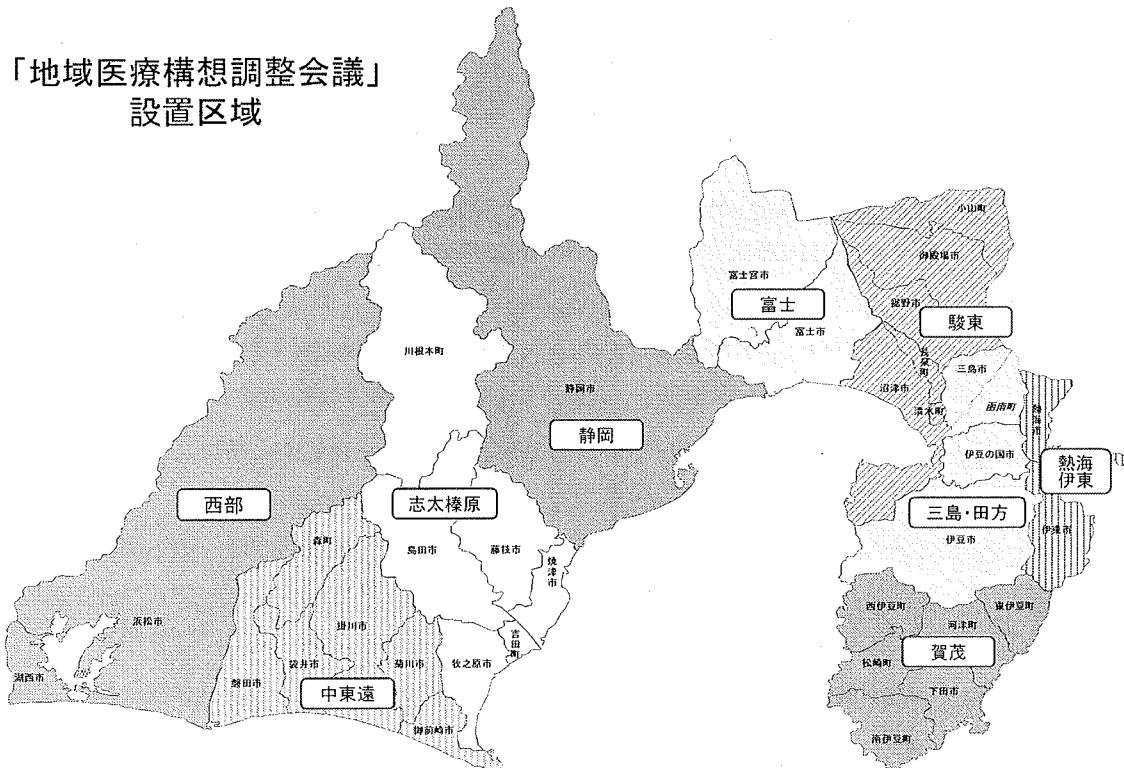
前回会議(第1回：平成28年6月～7月)における主な意見

1 地域医療構想調整会議の開催状況

設置区域	議長	開催回数	開催日	構成員数
賀茂	賀茂医師会長	1回	7月6日	18人
熱海伊東	熱海市医師会長	1回	6月29日	20人
駿東	沼津医師会長	1回	6月16日	20人
三島・田方	三島市医師会長	1回	6月20日	18人
富士	富士市医師会長	1回	6月24日	20人
静岡	静岡市静岡医師会長	1回	7月8日	23人
志太榛原	志太医師会長	1回	7月6日	22人
中東遠	小笠医師会長	1回	6月15日	25人
西部	浜松市医師会長	1回	7月5日	22人
計	—	9回	—	188人

(平成28年7月末現在)

「地域医療構想調整会議」
設置区域



2 第1回調整会議における主な意見

(1) 議題

- ・静岡県地域医療構想の推進
- ・平成27年度病床機能報告の結果
- ・医療提供体制の現状

(2) 主な意見

区域名	主な意見
賀 茂	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賀茂圏域の流れとしては 2025 年の必要数に近づいていると思うが、在宅に対応するには人数的に厳しいところが、今後のこの圏域の一番の課題だと思う。圏域内の訪問看護ステーションは規模が小さく 24 時間対応は難しいが、# 8000 のように、在宅で介護しているご家族が困った時に電話で相談することにより、夜中に訪問看護を呼ばなくても済むような仕組みができないか。 ・圏域外に患者が流出しているので、医療スタッフを充実させ、遠方の病院まで通院している患者を当方で何とか診ることができる体制を作ることを優先したい。 ・西伊豆町や東伊豆町等は隣接圏域の訪問看護ステーションを利用している率がかなり高いが、そのような数字が計画には反映されていない。圏域だけの数字で調整すると、現実と異なったものになってしまうので、今後、このようなデータもこれから調整していく中に入れて検討したい。 ・患者負担がかなり違うため、訪問診療ではなく、敢えて往診にしている開業医も多くいると思うが、そのような数字が計画に反映されていない部分があるので、今後の調整会議で出せればと思う。 ・在宅については訪問診療の需要が高くなるが、病院も訪問診療を充実させてきているので、徐々に増えると思う。
熱海伊東	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復期機能については、今の診療報酬上の回復期リハ病棟のイメージが強い。そうするとハードルが非常に高いが、ここでいう回復期とはどのようなものなのか。今と同じものだとすると、とてもこれ程増やせないので、当然変わるものと思われる。大腿骨頸部骨折とか慢性硬膜下血腫など限定的なものが対象で、手足の骨折は入らないし、脳外科疾患の慢性的な部分は入らないが、高齢者がそういう病気を持つと廃用症候群も被ってきて大変治しにくい。回復期に向けてしっかり治すためには、対象疾患を拡げるなどハードルを低くしていかなければ意味がなく、その辺りが明確にならないと議論が囁み合わないと思う。 ・熱海と伊東が一医療圏であることが無理だと思う。熱海の人口に対して伊東の人口は倍であるが、熱海のベッド数が伊東の倍ある。このような状況で、熱海、伊東が同じ医療圏であることは難しい。また、慢性期病床について、高齢者人口に対してベッドが足りるのかということを、保健所や国は真剣に考えてほしい。同じ意味で言うと、在宅医療について、熱海と伊東の人口配分から言うと伊東に 1.5 倍のものができないと、また「山を越える医療」になってしまうので、在宅をやっている方はできるだけ伊東でやってほしいと考えている。 ・総論としては非常に良く分かるし、国が進めているプロジェクトなので、そ

	<p>れに合わせて何とかやって行かなければならないと思う。熱海伊東で組むこと自体が厳しいのではないかとの意見があったが、例えば、そのような議論まで戻れることが可能なのか。今後、そのような各論の部分に踏み込んでいかなければならないと思う。</p>
駿東	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要病床数について急性期は患者住所地としており、賀茂や熱海伊東圏域は急性期病床が不足しているので圏域内に新たに急性期病床を建てて医者を集めなければならないことになるが、本当にそれが現実的なのか？現在それらの圏域の急性期の患者は駿東田方圏域で治療を受けているが、現実に即した計画ではなくて、あくまでも構想の数字で進めていこうということか？必要病床数が目標病床数だと誤解されて、病床過剰であるとか返還しなさいということに直接結びつくことを心配している。 ・駿東と三島田方と2つに分けて調整会議を開催しているが、二次医療圏全域で出された数字を配分する上で、例えば、二次医療圏で減らすものは駿東で全部減らせというような乱暴な議論が起きないか、心配である。 ・一般病床の機能区分を高度急性期、急性期、回復期、慢性期と分類するのはわかるが、認知症に当てはめた場合にはどのように考えたらよいのか？認知症についても決めていただかないと非常に混乱すると思う。 <p>【病床機能報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床機能報告にかかる病床区分は、あくまでも各病院が自主的に選択したものにもかかわらず、その数字を基に病床の目標数を検討するのはおかしいと思う。皆さんが主観的に出された数字を見て、今後病床機能の変更を行っていこうと考えるのは腑に落ちない。 ・病床機能区分については、まだこのような会議で取り上げるにはどうなのか？県が勝手に数字を取り上げているようでどうなのか、という気もする。まだ途上にあるということで理解してよいかと思う。 <p>【医療提供体制の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動態から病院の医療提供まで盛りだくさんで、この会議で理解するのは争点が広過ぎるのでないか。これで議論しろと言われても、皆さんの議論が、まとまりようがないのではないか。
三島田方	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復期の機能が不足しているが、慢性期を回復期に移行するのは大変であると思う。病床機能報告で急性期と申告しているところが回復期に移行してもらわないと、この地域医療構想は成り立たないと思う。 ・当院では地域医療構想の議論はしていないが、医師不足が問題である。慢性期にすることで医師がまた来なくなるのではないか、と危惧する。 ・当院では、回復期を少し増やして一般病床はきちんと確保していきたい。医師が確保できれば、一般病床、急性期を増やしていきたい。療養病床は返上して、一般病床として残していきたい。

	<p>【医療提供体制の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、成人肺炎の患者を入院ではなく在宅で診ていく必要性が高くなっていくのではないか。
富士	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養病床を転換していくと、今度は必要な病床数を確保できなくなり、どこかにしわ寄せが来ることになるのではないか。 平成27年度の病床機能報告で高度急性期として出しているのはNICUとICUだが、循環器病棟や脳神経外科等病棟の構成を変えて持っていくとの思いがある。できるだけ地域で認められる努力はするつもりである。 地域包括ケア病棟を作り、そのため急性期病棟が減り、その患者をどうするかを考えており、現状では高度急性期のことまで考えられない状況である。 在宅医療が必要な方をどう支えるか、特に医療の情報を共有する部分でスムーズにいっていない。医師会でやっている事業が介護事業として十分使える状況になっているとは思えない。個々のケアマネジャー等ががんばっていることをシステムとして支える状況に持っていくのが課題である。 在宅医療推進員の事業を行っており、在宅医療をしていない医療機関を回り問題点の洗い出し、病院での退院支援、地域包括支援センターへの情報提供ができないかと思っている。 <p>【病床機能報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 病床機能報告制度は、機能の理解があいまいで、感覚的なものでよいのか報酬点数できちつとするのかどのように考えればよいのか何か答えはあるのだろうか。 病床機能についてもう少し明確な基準があれば、将来的な病院の方向性を決めるものとなるので、冷静に実情を合わせて各病院が自分の立ち位置を考えていくべきだと思う。 <p>【医療提供体制の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急搬送について、この資料ではそんなに時間はかからないことになっているが、メディカルコントロール協議会へ行くと富士圏域は30分以上とか6回以上の問合せが他圏域に比べて多く問題となっているので疑問に思う。
静岡	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療療養病床25:1と介護療養病床の病床が上手く転換できればいいのか。 慢性期病床削減数が3月時点の数と今回と相違があるのはなぜか。
志太榛原	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養病床の設置期限について、過去には延長された。病院が振り回されないように、県は情報を出してほしい。平成30年から始まる医療介護一体化の診療報酬改定は医療と介護のどこで線引きされるか見ていく必要がある。 地域医療構想、地域包括ケアの地域はどの範囲を想定しているか。 今後あるべき理想型を示していただきたい。 「予算がないからできない」ということでなく、なんとかして事業を推進する方

	<p>策を考えてほしい。</p> <p>【病床機能報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト 3000 点以上を高度急性期としているが、病棟単位の報告になっていて、同じ病棟に 100% 3000 点以上の患者がいるのではなく混在している。今まででは ICU のみ報告していたが、外科系の病棟は医療財源を使うので報告に当てた。これから病棟報告については、様々な議論が出てくると思う。 ・レセプト 3000 点以上は高度急性期としているが、50 人ぐらいの対象者が、様々な科に入院していて、それを集めて 50 人位なので、1 病棟分として報告した。病棟としてまとめるのは無理があるので、この圏域では、高度急性期と急性期を分けずに報告するようにしたらどうか。 ・DPC のデータを押さえて、将来的には病床機能報告を求めてこなくなるかもしれない。2025 年に最終形を作るということで、だんだんこの議論は終息してくるのではないか。 ・回復期が足りないといわれるが、成り行きにまかせるのか、ある程度の指導性をもってやっていくのか。 ・今まで県の会議では、目標とするところは決まっていて、話し合いだけさせるという手法。目標をはっきり示されれば、ディスカッションしてもいいが、示されないとまとまらない。 ・急性期病棟からの在宅復帰率は高い。無理して回復期病棟に入れなくても、在宅を回復期病床と考えて使うといった発想があつてもいい。静岡方式を考えてほしい。 <p>【医療提供体制の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産科・小児科についての議論が欠落していて違和感がある。高齢者の数が増える一方で、生産年齢人口や子どもの数が減っていく。地域の存亡がかかっている。医師、看護師、介護従事者など人材が減る。若者が流出しないような施策が必要。
中東遠	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療療養病床 25 対 1 と介護療養病床を廃止又は転換することになると、地域医療構想の慢性期の数が減ってしまうがその点が理解できない。 ・医療療養病床 20 対 1 を残すが、これは医療保険で行うのか、介護保険に変わるのであるのか。 ・在宅医療介護連携情報システムは既存のものか。県医師会のものと県立総合病院が中心に実施しているものがある。これを一本化することはできないか。 ・当院は両方を使っている。介護連携、多職種連携などみんなで情報を共有するシステムと医療の専門領域で情報を共有する場合はふじのくにネットとなる。明確にしていけば使い分けも可能だと思う。 ・20 対 1 と 25 対 1 の区分設定が医療の必要度と合っているか、疑問に思っている。例えば、認知症で点滴必要、吸引も必要であるが、25 対 1 には入れられない患者さんは、果たして在宅でやっていけるのか。区分設定を実情に合った形で見直した上での判断が必要ではないかと思う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進む中、それを支える若者の人数が減っていく段階で、果たして在宅医療が実際に目標をクリアできるのか。 ・在宅医療の地域医療推進事業の中で、在宅医療を伸ばすということで推進員を配置して、その人材確保を考えているが、達成できるかはやってみないとわからない。また、医師だけではどうにもならないので、訪問看護ステーションとケアマネジャーの連絡協議会等と連携してやっていかないと先には進まない。現在、行政とどの程度やっていけるかを検討中である。 ・確かに介護力はだんだん落ちてきて、一人暮らしや老々世帯が非常に増えてきているのは事実であるが、一方で、訪問看護など多職種が関わっていけば、必ずしも家族の介護力がなくても結構在宅で支えられているという実感はある。訪問看護や在宅医療に移行するとき、患者さんは不安であるが、できることからやってみると看取りまで在宅で見られることが、結果としてでている。途中の過程で不安を取り除くのは、在宅医療をバックアップする入院機能が必要と思う。今年の3月から地域包括ケア病棟を導入して、患者や介護者の負担が軽減できている。介護者の家族が中心になって介護しなければ成り立たないという考え方を捨てなければ成り立たない。多職種でシステムの中で患者を支えていく形を進めていくことで、ある程度の在宅医療を進めていけるのではないかと思う。 ・在宅医療で対応できる患者と、入院しなければならない患者の中で、その患者の精神的な問題も大いにある。精神的にコミュニケーションがとれれば家族でも対応できるし、家族以外でも対応できるかもしれないが、高齢者の場合は、コミュニケーションがなかなか取りにくくなってきてている。とことんやっていくのは非常に厳しいところがあると考えている。 ・地域医療の推進は、当初は漠然とした部分があるなどの印象であったが、小笠の圏内では多職種連携に関しては具体的になってきたと考えている。
西 部	<p>【病床機能報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師などの医療従事者のデータの情報提供をお願いしたい。 <p>【医療提供体制の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想を考える上で、2013年の実績を受けて、2025年において、例えば高度急性期はかなり増えてきている。今後はフリーアクセスで隣接県への流出を呼び戻して、地域完結型でどのように戻すかを、この構想の中で考えていかなければならないとの視点での説明と理解した。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当資料を利用し、県民への説明・情報提供と理解促進へ繋げていただきたい。 <p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養病床の在り方で、厚生労働省が言う住まいの概念がよくわからない。療養環境を整えるものになっておらず、病院というものを存続させるために出してきた案という気がする。厚生労働省が当院の転換型老健に視察に来て「かなり重い方が入所している」という印象を持って帰られた。そういうところに住まいとい

	<p>う概念を押し付けてくることは疑問。県からも国に対して具体的な内容をお示しいただけるよう働きかけをお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護療養型医療施設というのは名称のとおりあくまで医療施設、しかも病院なので最低基準ではあるが患者 100 名につき 3 名の医師の常勤あり。転換型老健になると入所者 100 名に対して医師 1 人。医師 1 名と医師 3 名の違いは夜間帯に医師が配置できるというところ。医師 3 名がいて夜間帯も早朝帯も当直として医師がいると看取り機能が保たれる。それはどういう意味があるかというと、その人の死についてエビデンスが取れる。特別養護老人ホームとかサ高住とかグループホームとかいろいろなものができるが、やはり死のところに医師がいるか、いないかというのは死の質を保つために重要だと思う。看護師が辞める辞めないと判断基準でも、医師がいると安心感につながる。だから介護療養のほうが老健に比べ離職率が少ない。 ・多死社会を迎える時代に、この住まい機能にするというのは死の看取りをおろそかにしてしまうので日本人としてのアイデンティが崩れるのではないか。これからは看取りが大事になる。医師の最後の仕事とは死亡診断書を書くこと。そこが劣化するような政策はやめていただきたい。 ・医療従事者の必要数も試算しているのか。しているのならば提供いただけたとありがたい。 ・高齢化率は県内非常に差がある。高度急性期では患者は圏域間を移動して受診すれば（短期間だから）よいが、慢性期になると家族の支援も必要であり、なるべく近場で小規模のものが多くあったほうが入院中にサービスができる。浜松市は合併したが合併前ならば差が発生する。構想を進める際には、細かく見ていくようになれば必要な施策も変わってくる。 ・日本人の死生観が 35~40 年の間に変わってきたている感じがする。2025 年以降の死生観は自己選択に変わってくると思う。例えばフランスでは 2005 年 4 月 22 日の法律という、自分の望まないことは一切せず、そのことによって寿命を縮めても医療側を訴追しないという法律がある。日本の場合は医療側を訴追しないという法律は作らないでおいてなんとなく阿吽の呼吸でやっていきなさいという形で流れている。 ・死というものを若者が意識する時代となってきている。運転免許証の裏に臓器移植関係を確認するだけでも死というものを意識する。死生観が変わってきて望まないことはやらないようになるというような気がする。 ・慢性期施設に入所する時、急性期になつたらどうするのかという意思をはつきり持って、同意書等を書いて死生観をえていかなければならぬと思う。 ・リハビリテーション病院としては在宅に返すことに全力を尽くしているが、在宅の担い手がない。軽症の方が再発しないようとか、生き生きトレーナー制度とか、健康な高齢者が高齢者を支える事業を開拓している。例えば嚥下障害では肺炎にならぬよう手立てを早めに打つ。急性期病院からの転院でも急性期でのリハビリをしっかりとなされると軽症で来られるので早く帰しやすい。高齢化の影響で
--	--

従来のリハビリとは変わってこざるを得ない。関係者で議論して急性期、慢性期、在宅それぞれの部分で貢献できるか模索している。

【病床機能報告】

- ・医療機関はこのような資料を基に、自主的に方向を決めるよう進む印象がある。

【医療提供体制の現状】

- ・多くの症例があり、一方で在宅はまだまだ足りない。

第1回「静岡県保健医療計画策定作業部会」(H28.8.30)における主な委員意見

1 静岡県保健医療計画策定作業部会 委員名簿（平成28年9月現在）

区分	氏 名	所属団体名・役職名	備考
審議会委員	◎ 徳永 宏司	静岡県医師会副会長	医療関係者
	太田 康雄	静岡県町村会（森町長）	市町
	尾崎 元紀	静岡県歯科医師会専務理事	医療関係者
	北村 正平	静岡県市長会（藤枝市長）	市町
	今野 弘之	浜松医科大学学長	医療関係者
	玉井 直	静岡県病院協会会长	医療関係者
	原田 英之	静岡県国民健康保険団体連合会理事長	保険者
	細野 澄子	静岡県薬剤師会副会長	医療関係者
	溝口 明範	静岡県精神科病院協会会长	医療関係者
	望月 律子	静岡県看護協会会长	医療関係者
専門委員	荒堀 憲二	伊東市民病院管理者	熱海伊東圏域
	荻野 和功	聖隸三方原病院院長	西部圏域
	小野寺 昭一	富士市立中央病院院長	富士圏域
	北村 宏	磐田市病院事業管理者	中東遠圏域
	木本 紀代子	静岡県慢性期医療協会会长	医療関係者
	小田 和弘	伊豆今井浜病院院長	賀茂圏域
	小林 利彦	浜松医科大学特任教授	学識経験者
	田中 一成	静岡県立総合病院院長	静岡圏域
	三橋 直樹	順天堂大学医学部附属静岡病院院長	駿東田方圏域
	毛利 博	藤枝市病院事業管理者	志太榛原圏域

◎部会長、以下50音順、敬称略

任期：平成29年8月31日まで

2 第1回部会における主な意見

<構想区域（二次医療圏）>

- ・調整会議で熱海と伊東を1つの医療圏とするのはいかがか、という意見があつたが、実態としてはいずれの市も自らの市内で完結することを考えている。
- ・二次医療圏の見直し基準について、賀茂と熱海伊東は「流入率」は県外からの流入が多いため少し特殊な圏域と考えるべきではないか。
- ・賀茂・熱海伊東は二次医療圏として成立しているのか疑問。
- ・医療圏の設定について、疾病・事業ごとに検証するということになると、例えば、賀茂では周産期を担うところは1箇所しかなく、既に医療圏として成り立っていない。
- ・医療圏で人口20万人を大きく下回るところは見直すことも必要ではないか。
- ・疾病ごとに圏域を設定しているところもある。

<病床の機能分化と連携>

- ・回復期の充実、人口減少への対応が今後の課題と考える。
- ・回復期のケアがどれだけできるのかが重要であり、回復期・地域包括ケア病床の重要性を示すことも必要である。
- ・機能転換について、病院が自主的に決めていくのは難しいと思う。
- ・必要病床数の設定に当たり、入院受療率や病床利用率を緩く見積もっているため、今後、一般病床のベッドに余裕ができることが想定される。「在宅医療等」で増える需要を急性期病院も担うことになるのではないか。
- ・静岡圏域は公的病院が多く、高度急性期の看板を降ろしにくいのではないか。
- ・西部圏域は慢性期が過剰となっている状態であり調整は苦労すると思う。
- ・調整会議では、死の質を保つためにも医師がいることが重要との意見があったが、病院から施設に転換した場合にどう担保するかも考えることが必要ではないか。
- ・慢性期病院が介護施設に転換すると、ライバルは介護・福祉施設となるが、施設的（面積・個室化等）に病院は劣っており患者に選択されないのではないかと危惧している。

<在宅医療等>

- ・人材確保が困難な中、在宅医療ネットワークシステムで人材不足を補うことが必要。
- ・在宅医療・介護に#8000（小児救急電話）のようなサービス（大人版）があれば関係者の負担が軽減されるのではないか。
- ・在宅を進めていくにあたり、レスパイト機能を整備することが重要ではないか。
- ・特定行為の看護師研修が始まったが、医師不足地域では有効と考える。
- ・在宅訪問を行うことができる薬局はあるが、オファーがないため実績がない。
- ・在宅医療等への移行が進むと介護保険への影響が出てくるが、市町財政への影響があることなので情報提供をお願いしたい。

<病床機能報告>

- ・病院の自主申告である病床機能報告の数値に捉われるべきではない。
- ・病床機能報告において見るべきものは、各病院の医療実績に関する情報である。

<精神医療>

- ・伊豆地域・志太榛原地域では精神科病床が少ない。
- ・国は精神科病床を減らす意向。
- ・長期（1年以上）入院患者が50%以上いて地域移行が進まない。
- ・病院勤務医の確保が非常に大きな問題である。

<その他>

- ・H25以降に新たな医療機関が設置されているなど、状況は随時変化している。
- ・ビックデータの活用等により集約化はさらに進むと考えられる。
- ・2025年に向けた議論をしているが、さらにその先も見据える必要がある。

○西部構想区域：診療所年齢別医師数

参考資料 3

区分	(1)人口		(2)世帯数			(3)病院			(4)診療所																
	総数	男 女	開設数	病床数	医師数	開設数	病床数	医師数	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~	不明	平均年齢	
浜中市 区	237,013	118,101	118,912	106,793	7 (5)	2,502 (1,880)	429 (419)	241	144																
浜東市 区	128,666	63,950	64,716	50,555	6 (4)	1,431 (1,071)	391 (386)	90	24																
浜西市 区	110,985	54,793	56,192	39,117	5 (1)	762 (78)	24 (11)	82	53																
浜南市 区	100,826	50,457	50,369	38,756	4 (2)	836 (255)	46 (32)	62	38	639	2	11	15	53	73	82	109	106	69	49	34	21	15	59.00	
浜北市 区	93,376	45,840	47,536	32,385	4 (1)	1,503 (810)	190 (177)	84	104																
浜北浜北市 区	96,735	47,879	48,856	33,119	7 (3)	1,754 (665)	103 (82)	65	110																
浜松天竜市 区	29,585	14,289	15,296	11,354	2 (1)	280 (36)	9 (6)	31	37																
湖西市	59,245	30,205	29,040	22,304	2 (2)	377 (289)	26 (26)	25	0	27		1	1	1	7	8	2	3	3					2	58.52
西部 計	856,431	425,514	430,917	334,383	37 (19)	9,445 (5,084)	1,218 (1,139)	680	510	666	0	2	11	16	53	74	89	117	108	72	49	37	21	15	2

(1) 人口、(2)世帯：市町別推計人口(平成28年9月1日現在)

(3) 病院：医療法に基づく病院等立入り検査

(4) 診療所：平成28年度静岡県診療所名簿(平成28年4月2日現在)

(4) 診療所(医師数)：浜松市 - 平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査(平成26年12月31日現在)、湖西市 - 医療法に基づく病院等立入り検査

※各欄のカッコ内は一般病床における開設数、使用許可病床数、従事医師数を掲載

※湖西市 - 外来診療を行っていない医療機関(保健所、福祉施設内診療所ほか)は除外

在宅医療に関する参考資料

参考資料 4

- 静岡県国民健康保険団体連合会から、診療報酬実績(レセプトデータ)の提供を受け、【地域別】、【市町別】、【診療所・病院の別】に集計
- 平成27年9月請求分から平成28年8月請求分までの1年間のデータを集計【「国保分」及び「後期高齢分」の合計】
- 「往診料」、「在宅患者訪問診療」、「在宅マニアルケア加算」、「看取り加算」、「訪問看護指導料」の各項目のレセプト請求件数等を集計
- ※「請求件数」欄は年間の延べ件数であるため、実際の患者数とは異なる

圏域名	市町名	医療機関別	往診料		在宅患者訪問診療		在宅マニアルケア加算		看取り加算		訪問診療＆往診料		訪問看護指導料	
			実施機関数	請求件数	実施機関数	請求件数	実施機関数	請求件数	実施機関数	請求件数	実施機関数	請求件数	実施機関数	請求件数
西部	浜松市	診療所	208	7,873	133	29,256	43	463	45	508	86	2,730	11	330
	浜松市	病院	8	403	9	2,135	1	9	2	9	4	79	0	0
	湖西市	小計	216	8,276	142	31,391	44	472	47	517	90	2,809	11	330
	浜松市	診療所	7	142	7	1,017	1	2	2	4	3	20	0	0
	浜松市	病院	1	3	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0
	湖西市	小計	8	145	8	1,034	1	2	2	4	3	20	0	0
圏域計			224	8,421	150	32,425	45	474	49	521	93	2,829	11	330

【参考】 圏域計 訪問診療分

必要量等	H25 3065	H27.9～H28.8 2702	H37 ※ 4162
------	-------------	---------------------	---------------

※訪問診療年間のレセプト請求件数を12ヶ月で除した数値

10月31日までに、西部保健所宛てFAX又はメールでお送りください。

FAX: 0538-37-2224 E-Mail: kfseibu-iryou@pref.shizuoka.lg.jp

第2回西部地域医療構想調整会議 構想区域における医療提供体制の現状・課題
(7 疾病5事業及び在宅医療等)

委員名 _____

	疾病・事業等	構想区域における医療提供体制の現状・課題
7 疾 病	がん	
	脳卒中	
	急性心筋梗塞	
	糖尿病	
	喘息	
	肝炎	
5 事 業	精神疾患	
	救急医療	
	災害時における医療	
	へき地の医療	
	周産期医療	
	小児医療(小児救急医療を含む)	
	在宅医療	

<記載例1>

急性心筋梗塞: 圏域内に救急医療を担う病院が無く、地域だけで治療が完結できない状況であるため、隣接する医療圏も視野に入れた連携体制の強化が必要。

<記載例2>

がん: がん診療は高度急性期医療のみが専門病院で行われるのではなく、急性期、回復期までもどうしても同じ病院で診療を希望する傾向にある。両者の必要病床数を患者住所ベースで推計している地域医療構想の数字では、専門病院の所在する圏域の病床数を低く見誤ることになる。

